

## **(お知らせ)**

### **平成 18 年度からの公害防止管理者等の資格に係る国家試験制度について**

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令が平成 16 年 12 月 1 日に、同法施行規則が平成 17 年 3 月 7 日にそれぞれ改正され、公害防止管理者の資格区分の統合及び公害防止管理者等の資格に係る国家試験制度の見直しが行われ、いずれも平成 18 年 4 月 1 日に施行されています。

以下に、平成 18 年度からの国家試験制度の内容を示します。

#### **国家試験制度の内容**

##### **1 . 騒音関係公害防止管理者及び振動関係公害防止管理者の資格区分の統合**

##### **2 . 科目別合格制度及び試験科目等**

###### **( 1 ) 科目別合格制度の導入**

同一の資格区分を受験する場合に適用される科目別合格制度

他の資格区分を受験する場合に適用される科目別合格制度

###### **( 2 ) 試験科目等**

試験科目 (表 - 3 ~ 7 参照)

試験科目の範囲とその内容

## 1. 騒音関係公害防止管理者及び振動関係公害防止管理者の資格区分の統合

公害防止管理者の資格区分のうち、騒音発生施設に選任される騒音関係公害防止管理者と振動発生施設に選任される振動関係公害防止管理者について、両者の資格区分を統合し、騒音発生施設と振動発生施設のいずれにも選任される公害防止管理者として騒音・振動関係公害防止管理者の資格が設けられました。

したがって、平成 17 年度まで、それぞれ実施されていた両資格区分の国家試験については、平成 18 年度以降、騒音・振動関係公害防止管理者国家試験として実施されています。

なお、平成 17 年度までに資格を取得している騒音関係公害防止管理者有資格者については、平成 18 年度以降も従前どおり騒音発生施設に選任される公害防止管理者としての資格を有し、同様に振動関係公害防止管理者有資格者は、振動発生施設に選任される公害防止管理者としての資格を有していることとなります。

(平成 18 年 3 月 31 日まで)

騒音発生施設に選任される 公害防止管理者	騒音関係公害防止管理者有資格者
振動発生施設に選任される 公害防止管理者	振動関係公害防止管理者有資格者

(平成 18 年 4 月 1 日以降)

騒音発生施設に選任される 公害防止管理者	騒音・振動関係公害防止管理者有資格者(新資格) 騒音関係公害防止管理者有資格者
振動発生施設に選任される 公害防止管理者	騒音・振動関係公害防止管理者有資格者(新資格) 振動関係公害防止管理者有資格者

## 2. 科目別合格制度及び試験科目等

### (1) 科目別合格制度の導入

平成 18 年度以降の試験では、科目別合格制度が導入され、これにより、複数年にわたる計画的なステップ・バイ・ステップの学習が可能となり、受験者の資格取得の負担が軽減され、また、より対応範囲の広い資格へステップアップすることが効率的に行えるようになります。

科目別合格制度には、同一の資格区分を受験する場合に適用されるものと、他の資格区分を受験する場合に適用されるものの二つがあります。

## 同一の資格区分を受験する場合に適用される科目別合格制度

平成 17 年度以前は、どの資格区分においても、受験した年にすべての試験科目に合格する必要がありましたが、平成 18 年度以降の試験から、同一資格区分を受験する場合については、試験科目ごとの合格の積み重ねで資格取得ができるようになりました。

具体的には、ある試験区分の一部の試験科目に合格した場合、その合格した試験科目は、合格した年の初めから 3 年以内は科目免除の対象となり、受験者の申請により、その科目の試験が免除されます。それまでに他の試験科目に合格すれば、当該試験の合格となり、資格取得ができることとなります。

表 - 1 に、大気関係第 4 種公害防止管理者試験に合格して資格を取得する場合の事例を示します。

< 表 - 1 > 事例：大気関係第 4 種公害防止管理者試験の場合

試験科目	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目
公害総論		免除	免除	
大気概論	×		免除	免除
大気特論	×		免除	免除
ばいじん・粉じん特論	×	×	×	
合否判定	不合格 (科目合格)	不合格 (科目合格)	不合格	合格 (資格取得)

(注) 「 」は受験の結果合格、「×」は受験の結果不合格、「免除」は本人の申請により当該科目の試験が免除されたことを示す。

この事例では、3 年目の試験において、「ばいじん・粉じん特論」の科目に合格すれば、大気関係第 4 種公害防止管理者試験に合格（資格取得）できたわけですが、不合格だったために資格取得ができなかったことを示しています。

そして、4 年目の試験において、科目免除の適用期間（3 年）が過ぎてしまった「公害総論」と「ばいじん・粉じん特論」を受験し、ともに合格したので、免除申請していた「大気概論」と「大気特論」を併せて、大気関係第 4 種公害防止管理者試験に合格（資格取得）できたことを示しています。

なお、同一の試験区分を受験する場合に適用される科目別合格制度は、他の試験区分には適用されません。例えば、大気関係第 1 種を受験して、大気関係第 4 種に相当する試験科目に合格したとしても、大気関係第 4 種の資格は取得できません。

## 他の資格区分を受験する場合に適用される科目別合格制度

平成 18 年度以降に実施された試験において、1 つ以上の資格区分の試験に合格した者が、他の資格区分の試験を受験する場合、既に合格している資格区分の試験科目と同一の試験科目については、受験者の申請により、試験が免除されます。

例えば、平成 18 年度以降に実施された大気関係第 4 種公害防止管理者試験に合格した者が、次年度以降に大気関係第 1 種公害防止管理者の試験を受験する場合、その受験者の申請により、大気関係第 4 種公害防止管理者試験と共通の試験科目が免除されます。

なお、本科目別合格制度は、平成 18 年度以降の試験から適用されているものであり、平成 17 年度以前に公害防止管理者等の資格を取得している者が、他の資格区分を受験する場合には適用されません。

表 - 2 に、大気関係第 4 種公害防止管理者試験に合格して資格を取得した者が大気関係第 1 種公害防止管理者試験に合格して資格を取得する場合の事例を示します。

< 表 - 2 > 大気関係第 4 種公害防止管理者試験に合格した者が、免除申請により、大気関係第 1 種公害防止管理者試験を受験する場合

(大気関係第 4 種試験)		(大気関係第 1 種試験)	
試験科目		試験科目	受験状況
公害総論	→	公害総論	免除
大気概論		大気概論	免除
大気特論		大気特論	免除
ばいじん・粉じん特論		ばいじん・粉じん特論	免除
		大気有害物質特論	
		大規模大気特論	
		合否判定	合格 (資格取得)

(注) 「 」は受験の結果合格、「免除」は本人の申請により当該科目の試験が免除されていることを示す。

この事例では、大気関係第 4 種公害防止管理者の試験科目と大気関係第 1 種公害防止管理者の試験科目に共通の「公害総論」、「大気概論」、「大気特論」及び「ばいじん・粉じん特論」が免除され、「大気有害物質特論」と「大規模大気

特論」の2科目に合格すれば、大気関係第1種公害防止管理者試験に合格（資格取得）することができます。

## （2）試験科目等

### 試験科目

先般の改正では、試験科目の見直しも行われ、すべての資格区分に共通する試験科目として「公害総論」が新設されました。また、他の試験科目についても、公害防止管理者等の実務に見合った内容の見直しを行うとともに、範囲及び内容の組替えも行って、新たな試験科目が設定されました。

表 - 3 ~ 7 に、資格区分別の試験科目を示します。

<表 - 3> 大気関係、特定粉じん関係及び一般粉じん関係

資格区分 試験科目	大気関係				特定粉じん関係	一般粉じん関係
	第1種	第2種	第3種	第4種		
公害総論						
大気概論						
大気特論						
ばいじん・粉じん特論						
ばいじん・一般粉じん特論						
大気有害物質特論						
大規模大気特論						
試験科目の数	6科目	5科目	5科目	4科目	3科目	3科目

（備考）・「大気概論」は、大気関係第1種～第4種、特定粉じん関係及び一般粉じん関係に共通の試験科目

・「大気特論」は、大気関係第1種～第4種に共通の試験科目

・「ばいじん・粉じん特論」は、大気関係第1種～第4種及び特定粉じん関係に共通の試験科目

・「大気有害物質特論」は、大気関係第1種及び第2種に共通の試験科目

・「大規模大気特論」は、大気関係第1種及び第3種に共通の試験科目

<表 - 4> 水質関係

試験科目 \ 資格区分	水質関係			
	第1種	第2種	第3種	第4種
公害総論				
水質概論				
汚水処理特論				
水質有害物質特論				
大規模水質特論				
試験科目の数	5科目	4科目	4科目	3科目

(備考)・「水質概論」及び「汚水処理特論」は、水質関係第1種～第4種に共通の試験科目

- ・「水質有害物質特論」は、水質関係第1種及び第2種に共通の試験科目
- ・「大規模水質特論」は、水質関係第1種及び第3種に共通の試験科目

<表 - 5> 騒音・振動関係

試験科目 \ 資格区分	騒音・振動関係
公害総論	
騒音・振動概論	
騒音・振動特論	
試験科目の数	3科目

<表 - 6> ダイオキシン類関係

試験科目 \ 資格区分	ダイオキシン類関係
公害総論	
ダイオキシン類概論	
ダイオキシン類特論	
試験科目の数	3科目

<表 - 7> 公害防止主任管理者

試験科目 \ 資格区分	公害防止主任管理者
公害総論	
大気・水質概論	
大気関係技術特論	
水質関係技術特論	
試験科目の数	4科目

## 試験科目の範囲とその内容

試験科目の見直しを受け、平成 18 年度以降の各資格区分の試験科目の範囲とその内容については、各種研究会、国家試験員委員会などで検討され、決定されました。

以下に、見直しのポイントを示します。また、試験科目の範囲の詳細については、当協会ホームページ内の国家試験実施要領のページをご覧ください。

### 見直しのポイント

#### 1) 公害総論関係

近年の環境問題は、これまでのような工場内の公害対策から、周辺環境への影響や地球環境問題への影響など、広範囲の対応も視野に入れた対策が求められるようになってきています。また、環境マネジメントシステム、リスクマネジメントといった新たな環境管理手法が進展してきているなどの状況の変化を背景に、環境関連の広く一般的な知識を習得することを主な目的とします。

#### 2) 測定技術関係

公害防止管理者等の実務に照らし、自ら測定を実施するための知識より、測定結果を評価するのに必要な知識を習得することに重点を置くことを主な目的とします。

なお、「測定技術」の試験科目は廃止され、必要な知識は新たな試験科目に編入しています。

#### 3) その他の試験科目の範囲とその内容

その他の試験科目についても、範囲や内容の見直しが行われ、公害防止管理者等の実務に照らし必要な知識を習得することを主な目的とします。